

# 第二十八回 参議院内閣委員会會議録第三十五号

昭和三十三年四月二十五日(金曜日)午後三時五分開会

## 委員の異動

本日委員平島敏夫君辭任につき、その補欠として近藤鶴代君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君

理事 大谷藤之助君

委員 松岡 平市君

永岡 光治君

## 委員

上原 正吉君

大谷 贊雄君

御木 亨弘君

後藤 義隆君

中野 文門君

増原 恵吉君

松村 秀逸君

伊藤 顯道君

田畑 金光君

千葉 信君

森中 守義君

矢嶋 三義君

島村 軍次君

八木 幸吉君

## 國務大臣

外務大臣 藤山愛一郎君

國務大臣 河野 一郎君

## 政府委員

經濟企画庁 長官官房長 宮川新一郎君

經濟企画庁 金子 美雄君  
調査局長 松本 瀧藏君  
外務政務次官 田付 景一君  
外務大臣官房長 田付 景一君  
事務局 川上 路夫君

## 参事(委員部)

参事(委員部) 第二課勤務 杉田正三郎君  
常任委員 杉田正三郎君  
専門委員 杉田正三郎君

本日の會議に付した案件

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員派遣承認要求の件

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○八木幸吉君 ごく簡単に、一つだけ外務大臣にお伺いいたしますが、日ソ漁業交渉も大体終わったようであり、日ソ間に相当重要な問題になるわけであり、北洋漁業の安全操業の問題が、漁民に補償のことを、何か政府で国論統一の見地から積極的に考えるという段階になっておるかどうか、この点について、それから、もう一つは、私この前の予算委員会で、この問題は、どうしても、国連憲章第三十五条の条項に

よつて、安保理事会にこれを提訴することが最も日本としてはよいのじやないかという点を申し上げたのですが、選挙が終りましてから、そういうふう

に国連を中心として、世界の世論の力によつてこの問題を解決するという方面に積極的にお乗り出しになる何か構想を、その後お進めになったかどうか、この二点だけ簡単に伺つておきます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 安全操業に關係する北洋の漁民を、零細漁業者を救済するかどうかという問題については、政府はまだ考えておりません。

それから、安全操業の問題のソ連との交渉は、できるだけ友好關係を保ちながら、今後とも接觸を続けていくつもりでありまして、国連等に提訴する考えは現在のところ持つておりません。

○田畑金光君 一、二点お尋ねいたしますが、今度総選挙をやつてみなければ、どういふ内閣ができるかわかりませんけれども、おそらく藤山外相は、新たに議席を持たれて、今度は名実とも政党内閣として再度外務大臣に留任されることも予測されるわけでありまして、この一年間の岸・藤山外交の足跡を振り返つてみますと、いろいろアメリカあるいはヨーロッパの方にも、東南アジア諸国の方にも、しばしば旅行されて、親善關係を増進され、あるいは外交上の諸懸案を解決するために努力をして参つてこられました。この

夏あるいは秋にかけて、そういう意味の外交的な海外旅行等の計画を持つておられるかどうか、これが一つの点です。

それから、第二の点として伺いたいことは、アジア外交を重点に置かれる、こういうわけでありまして、今回、アジア局に次長一名を置くこと、この設置法の改正案ですが、不幸にしてこれは衆議院で修正をされて、取りやめになったわけですが、そのあと、どういふ工合にして、アジア局に次長一名を置いて、アジア局のスタッフを増強しながら外交の重点を推進する、こういうふうなねらいがここので、ずれているわけでありまして、これに對してはどういふような形で処理していかれようとする御方針であるのか。以上、二点を一つお答え願いたいと思ひます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 初めて総選挙に立候補することでありまして、果して当選するかどうかはわかりませんが、将来の問題については、実はお答えしかねるわけでありまして、もしも当選して将来外交をやるつもりはあります。当然、国連の総会をはじめ各国に出まして、活発な外交を展開していきたい、こう考えております。

それから、ただいまお話しした、設置法によりましてアジア局長を修正された、行政整理の見地から、各省とも削減されたわけでありまして、これは増員でなくて、責任体制をある程度確立したい。しかも、アジア局の仕事は相当広範でありますから、次長という職責を置きますことが適當である、増員というよりもそういう職責を持った人を置きますことが適當と思つて、提案したわけでありまして、しかしながら、全般的行政簡素化の上からして修正を受けたのであります。まことに遺憾ではありますけれども、現状においてできるだけ努力をして進めて参りたい、こういうふうにご考慮を願います。

## 委員(藤田進君)

他に御発言もなければ、これにて質疑を終局することに御異議ございませんか。

## 委員(藤田進君)

御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もなければ、これより直ちに採決に入ります。

外務省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を衆議院の送付原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

## 賛成者挙手

○委員長(藤田進君) 全会一致と認めます。よつて、外務省設置法の一部を改正する法律案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本會議における委員長長の口頭報告の内容、議長に提出する報告書の

作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

それから、報告書に付する多数意見者の御署名を願います。

- 多数意見者署名
- |       |      |
|-------|------|
| 大谷藤之助 | 松岡平市 |
| 永岡光治  | 上原正吉 |
| 御木幸弘  | 中野文門 |
| 増原恵吉  | 松村秀進 |
| 伊藤顕道  | 田畑金光 |
| 千葉信   | 矢嶋三義 |
| 島村軍次  | 八木幸吉 |
| 大谷賛雄  | 森中守義 |

○委員長(藤田進君) 次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○矢嶋三義君 大臣に一、二点伺いますが、各省庁の設置法の一部改正法律案は若干修正されたのでありますが、その修正においては、大体その大臣が衆議院の修正の方に同調できるような内容だったのですが、お宅の経済研究局を修正したのは、私どもも納得できぬと修正者に話したところなんです。これは率直に言って、従来経済企画庁が就任されてから、経済企画庁が私を本領を發揮し出したように、お世辞でなくそう思っているのです。日本の政治に欠けるものは、やは

り経済研究局等を取り扱ふべきもので、そこから経済に足を置いた科学性というものが賦与されることは最も緊急なことだ、かように私は考えておりましたところ、衆議院から修正して参りましたので、その点を伺ったところが、付属機関として経済研究所を置く、そして内部組織については総理府令で定める、こういう修正がされて参ったわけですが、この付属機関の経済研究所で大臣はどういうことをどういうふうにしておやりになるおつもりか、構想だけ承わっておきたいと思ひます。

○国務大臣(河野一朗君) ただいまお尋ねの点につきましては、実は最初、私は内部の局でやるがいいか、外の研究所でやるがいいか、むしろ私は最初外の研究所でいたしまして、そして民間の有識の人を大部分ここに御協力願うことにしましてやってみようかというのじゃなにかというのを考えたのでございますが、その後いろいろ事務当局等と研究いたしました結果、やはり内部の局にした方が行政運用上都合がいいというふうな考え方もございまして、実は両方一長一短ではあると考えておいたわけでありまして、そこで、事務的に連絡がよろしいだろうと考へられます内部部局で提案をしたいと思います、これで万全を期していきたいと考えておいたのでございまして、衆議院の方で御修正がございまして、研究所にせよということもございまして、これはもちろん御承知の通り、今企画庁として一番大事なことは、基本的な経済の景気その他の見通しの研究でござい

ます。従って、この修正せられました研究所におきましてこれらの仕事を

やって参りたい、かように考えておりますので、大体最初の内部の局でやる予定でございました仕事を、おおむねこれによってなお引き継ぎやっておりますにいたしたい、かように考えておるわけでありまして。

○矢嶋三義君 先般事務当局の方が発言しようとしたときに、あのとき私、修正者に質疑をしたときでありますので、御遠慮いただいたわけですが、事務当局の方にこの際伺っておきたいと思う。それは政府提出当時の原案と、衆議院から修正されて参議院に回付された現在の原案とで、定員とか行政上とかに差異が生じてくるのか、また、實際運用する場合にどういう差異が生じてくるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(宮川新一郎君) 定員の関係につきましては、当初政府原案として考えました内部部局の経済研究局と、衆議院で修正になりました付属機関であります経済研究所との間にございまして、定員の増減は全然ございせん。ただ、予算的に申し上げますと、御承知のように、予算は人件費と事務費に分れております。事務費につきましては、予算に計上された額を付属機関であります研究所におきまして使ひ得ますので、その面においては変わりございません。人件費におきましても、定数におきましては変わりございませんが、御承知のように、管理職に付します管理職手当が、行政職の場合には二五%、研究職の場合には一八%になっております。その関係で若干その人件費の面において余裕が生ずるかと思ひます。これを不用にいた

途を考えますか、その辺のところは、さらに実行に当りまして大蔵当局とも相談をいたして参りたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 あの、大臣、非常に具体的な問題になって恐縮なんでしょうが、実は私はこの経済企画庁の内都はあまりよく知らないのですけれども、離島振興審議会の委員をやっている関係上、あの局と班と室の状況だけ知っているので、港一つどれを改修するにしても、離島の人はなかなか、その視野が狭いと申しますか、ガリガリという点についても、なかなかいみ合つてまともでない。従つて、東京の役所のデスクでは、なかなか仕事ができないのです。だから、実際私はこの、まあ大臣のお骨折りで本年度かなり予算がふえたわけでありまして、現場に相当出ていかれて、直接意見を聞いて指導するということが大変なことになると思ふ。そうしますと、業務量の様子を見ても、どこよりも離島振興班というのは忙しいうのじゃないかというふうな感じで見ているわけなんです、非常に具体的になつておそれ入るわけですが、私は離島の後進性を向上させ回復するという立場から、機構の拡大ということは厳にしなければならぬことなんです、あの離島関係はもう少し整備されて、離島の振興をはかられる必要があるのじゃないかということをお尋ねしております。

○国務大臣(河野一朗君) 御説の通り

でございます。皆さんから、離島に

関する特別の課を作つて、そして事務に停滯ないように、十分事務の進行を期するようにというふうな御要望もございまして、まだその運びになつておりませんが、何分離島にいたしまして、予算は一応企画庁でやりますけれども、その実施に当りましては、各省に、たとえば農林省の所管の方の仕事は向うに回しますというふうなことをいたしております。関係から、どうも従来そういう点が明確にいきかぬまま、また、定員にいたしまして、仕事は実際向うでやるのだからということが従来あったのではないかと思ひます。その点、お説の通りでありまして、私も最近こういうこととに多少なれてきましたので、実は、農林省等から移しかえとか、もしくは向うの人をこちらに出向していただくというふうなことにでもいたしまして、もう少し充実する必要があるだろう。これは予算も相当大幅にふやしましたので、それらの点を、今お話しのように、どの港をやるか、どれをどうするとかというふうなことにつきまして、もう少し研究してやる必要があるのではないかと思ひます。その点は、全く私も同様な考えを持っておりまして、ぜひ努力をいたしたい、こう考えております。

○伊藤顕道君 長官に、二点ほどお伺いします。経済五カ年計画と本年度の経済計画の大綱との関連、これは概要でけっこうです。

○国務大臣(河野一朗君) 今、お話を長期経済計画に沿ひまして、現在経済を、大体その線を安定しつつ成長していく方向に進めて参つておるわけ

ざいまして、昭和三十三年度の予算編成等に当りまして、いろいろ御議論はございまして、われわれもいたしなさいように、蔽に大蔵その他関係当局に意見を具申いたしました、やっておりますので、おおむねこの線に沿って進展をいたしたい、こういうふうな考へておる次第であります。

○伊藤頼道君 いま一点、同じく経済五カ年計画と、防衛産業との関連を。○國務大臣(河野一朗君) 長期経済計画の中には、防衛産業は入れておらないのでございまして、あまり深く、これを特別に防衛産業という面は考へに入れておりません。

○八木幸吉君 河野長官にお目にかかると、先般京都の方へお出ましになりましたときに、京都と大津、宇治、奈良とを結ぶ観光道路を作つて、あの辺を国際観光の中心にしよう、こういうお話があつたということを土地の人から聞いたわけでありまして、私は、この点をなぞお伺いするかと申しますと、奈良に観光道路がございまして、その観光道路の自動車の排気のために正倉院の御物が汚染されるという問題がございまして、内閣委員会で昨年決議をしたことがあります。その河野長官の構想がかりに実現いたしました、観光道路が、正倉院に關係のない方のいわゆる柳生街道といふところなので、そちらにきて、正倉院には非常にいい影響を与える、こういう關係が

ありますので、その構想はどの辺まで一体実現性があるかと申しますか、計画を簡単にお漏らし願つたら非常に幸いですと思ふのです。

○國務大臣(河野一朗君) 実は、内閣におきましては、現在アジア地区に国際会議を開く適当な場所といふか、建物がないわけでありまして、その意味から、ぜひ一つ日本に国際会議を開く適切な場所、家を新設いたしました、そこに国際会議をできるだけ招致するようにしたらどうか、こういう議論がなされて、その場所を京都に選ぶことにしよう。従つて、国際会議を京都に開くことに今後進めて参ります、これを基幹にして、観光地帯を京阪の地につなぐに助長するようにしていきたいという基本的な考へのもとに、実は三十三年度におきまして、その調査費をいたしまして、建設省に、こくわすかでございますけれども、予算を計上しておると私は考へております。従つて、この予算によりまして、京都を中心にして、あの付近に、あまり大きなこともできぬかもしませんが、近いようなものをできれば作りまして、そうしてここに国際会議をなすべく招致するようにしていきたいという構想で、その調査にかかるといふことになつておりますので、京都、滋賀、奈良、あの方面の県、市に御協力を願おうというのを私は申し上げたことがあるわけでございます。

また、別に具体的にどういふふうな調査費を積みまして、そこで基礎的に調査立案を今年にいたし、明年度からぼつぼつ予算に計上するようにしていけば大へんけっこうである。従つて、道路という点は、そこまで実は行つて

いないわけでございます、これは大いに皆さんの御意見を拜聴いたしまして、きめていくようにしたらどうかと考へております。

○委員長(藤田進君) 私、一点お伺いしておきますが、経済企画庁は、長期計画を立て、そうして国の経済のロスのないように、国政に疎漏のないようにすることが大きな任務だろつと思ひますが、長官も御存じだと思ひますが、国鉄と電源開発が競合して、すでに教徳のロスをしつある。三江線、それから高梨ダムという關係があることは御承知だと思ひます。これは、本年度の予算ですでに国鉄がさらに進行するとすれば、すべて水没になる、こ

ういったようなことが何といつても大きな問題で、企画庁としてはすみやかに態度を表明する必要があると思ひますが、その所信と将来の見通し——いづれまあ解散でしようけれども、続くとすれば、どういふお考へですか。

○國務大臣(河野一朗君) 三江線の問題につきましては、企画庁は、先般政務次官を現地に調査に出張させまして、現地の実情等についても十分調査をして戻りまして、せつかく今国鉄關係と電源關係の間を調整中でございます、これについては、何ぶん国鉄の作つております三江線の建設費、さらにダムを作りますれば、それに要するかさ上げ等の費用の計算と、一方電源關係の計算との間に非常に大きな食い違ひがございまして、これをどういふふうに計算をし直すかという問題が

ありますので、先般電源開発審議会の際に、特に私は審議会の委員でありま

する権威の方々に、御出張願つて一つ御調査をお願いしたい……。こういう方の御意見等も承わつて、最終的な決定をなるべく早くしなければいかぬ問題じゃないか。

ただいま委員長のお話しの通り、おくれしておりますことのために、国鉄の建設がどんだん進んでいく、ついにやろうにもやれないことになる。結局、結論はやらぬといふことならば、けつこうでございますけれども、やるにしても非常に不経済なことになつてくることをおそれますから、これは当然すみやかに決定するべきものでございまして、しかも、これは、事務当局間の話し合ひは、すでにいづれにしても結論になつております。あとはこれを政治的にどうきめるかというだけでございます。従つて、今申し上げましたような民間の専門家、権威者等の御意見を承わつて、最後の断を下すべき時期に来ておるので、そういう資料を整えるといふことにいたしておるわけでございます。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、これにて質疑を終局することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入りませう。御意見のおありの方は、順次、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに

賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案は、多数をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、その他自後の手続につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それから、報告書に付する多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

大谷藤之助 松岡 平市  
永岡 光治 上原 正吉  
榎木 亨弘 中野 文門  
増原 恵吉 松村 秀逸  
伊藤 頼道 田畑 金光  
千葉 信 矢嶋 三義  
島村 軍次 大谷 贊雄  
森中 守義

○委員長(藤田進君) 次に、お諮りいたします。事務的なことでございますが、委員派遣の件についてお諮りいたします。

国家行政組織に関する調査は二件の閉会中における調査に際しましては、必要に応じて委員派遣によつて調査を行うことにいたしました。なお、その際における派遣委員の人選、その他議長に提出する要求書の作成等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願ひたいと在りますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○委員長（藤田進君） 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長（藤田進君） 委員の異動がございましたので、事務局から報告いたさせます。

○参事（川上階夫君） 御報告いたしました。

平島敏夫君が辞任され、その後任として近藤鶴代君が委員に選任されました。

以上でございます。

○委員長（藤田進君） これにて暫時休憩いたします。

午後三時三十三分休憩

（休憩後開会に至りなかつた）

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、水質汚濁防止法案（衆）

水質汚濁防止法案

水質汚濁防止法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、工場事業場の排水等による河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域（以下これを「公共用水域」という。）の水質の汚濁を防止するとともに排水等に係る紛争に關しあつて旋、調停及び裁定を行い、もつて公衆衛生の向上と水資源及び水産資源の保護を図り、あわせて排水等に係る利害関係者間の利害の調整に資することを目的とする。

（水質汚濁規制区域の指定）

第二条 水質汚濁防止委員会は、公共用水域のうち公衆衛生の向上と水資源及び水産資源の保護の見地から特に水質の清浄度を確保する必要がある水域を、その水域の汚濁に密接な關係を有する地域とともに水質汚濁規制区域（以下「規制区域」という。）として指定する。

2 水質汚濁防止委員会は、前項の規定により規制区域を指定したときは、これを官報で公示しなければならない。

（規制区域内の水質汚濁防止義務）

第三条 何人も、規制区域内における水質の清浄度の確保に努めなければならない。

（水質汚濁許容基準等の設定）

第四条 水質汚濁防止委員会は、第二条第一項の規定により規制区域を指定したときは、関係行政機関の意見を聞いて、当該区域の水の清浄度を確保するため、当該水域に排出される汚水、廃液及び有害固形物で水質汚濁防止委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるものによる汚濁度の許容限度に關する基準（以下「水質汚濁許容基準」という。）を定めるものとする。

2 前項の規定により水質汚濁許容基準を定めたときは、第二条第二項の規定を準用する。

3 水質汚濁防止委員会は、第一項の規定により水質汚濁許容基準を定めたときは、当該水質汚濁許容基準を勘案して、当該区域内にある工場事業場（鉱山（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定するものをいう。

以下同じ。）を除き、船舶を含む。以下同じ。）のうち水質汚濁許容基準を確保するためその排出する汚水、廃液及び有害固形物で委員会規則で定めるもの（以下「排水等」という。）を規制する必要があるものにつき、排水等の汚濁度の許容基準（以下「排水等許容基準」という。）及びその適用期日を定め、当該工場事業場の事業主（船舶については船舶所有者又は船長。以下同じ。）に通知するとともにこれを公表する。

（水質汚濁規制措置）

第五条 前条第三項の規定により排水等許容基準が定められた工場事業場の事業主は、排水等許容基準の適用期日以後は、当該排水等許容基準をこえて排水等を排出してはならない。

2 水質汚濁防止委員会は、事業主が前項の規定に違反したときは、当該事業主に対し、排水等を清浄にする施設（以下「除害施設」という。）の設置又は改善その他の措置をとるべき旨を命ずることができ

（通商産業大臣との関係）

第六条 通商産業大臣は、鉱山保安法第三十条の規定により、鉱業権者が坑水又は廃水に關し講ずべき措置について省令を制定し、又は改廃する場合には、水質汚濁防止委員会の同意を得なければならない。

（鉱山等に対する措置）

第七条 水質汚濁防止委員会は、規制区域において、水質汚濁許容基準に適合する水質を確保するた

め、鉱山又は下水道から排出される坑水、廃水又は放流水に關する規制につき必要があると認めるときは、当該主務大臣に対し、必要な措置をとるべき旨を請求することができる。

（あつて旋、調停）

第八条 排水等による被害に關して紛争が生じたときは、その事業主又は被害者は、委員会規則で定める手続に従い、委員会に対し、紛争の解決につき、あつて旋又は調停を申請することができる。

2 水質汚濁防止委員会は、前項の申請があつたときは、当該紛争の解決につきあつて旋又は調停をしなければならぬ。

3 水質汚濁防止委員会は、前項の調停をする場合には、調停案を作成して、これを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができる。

4 水質汚濁防止委員会は、委員会規則の定めるところにより、その指定する水質汚濁防止委員会の委員又は水質汚濁防止委員会の事務局の職員に前項のあつて旋又は調停を委任することができる。

（裁定の申請）

第九条 排水等による被害に關して紛争が生じたときは、その事業主又は被害者は、委員会規則で定める手続に従い、水質汚濁防止委員会に対し、裁定を申請することができる。ただし、その紛争に係る事案に關し確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは民事調停法（昭和二十六年法律第

二百二十二号）の規定による調停手続が行われているときは、この限りでない。

（申請の却下）

第十条 水質汚濁防止委員会は、前条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案が前条ただし書の場合に該当事者に至つたときは、その申請を却下しなければならない。

2 水質汚濁防止委員会は、前項に定める場合を除くほか、裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案に關して裁定前になお当事者間の協議により解決を図ることが適当であると認めるときは、その申請を却下することができる。

（聴聞）

第十一条 水質汚濁防止委員会は、第九条の規定による裁定の申請があつたときは、その申請書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 水質汚濁防止委員会は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対し、その事案について、証拠を提示し、意見を述べべる機会を与えなければならない。

4 第八条第四項の規定は、聴聞につき準用する。

(裁定)

第十二条 水質汚濁防止委員会は、

2 前項の裁定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

3 水質汚濁防止委員会は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(裁定の効果)

第十三条 前条の裁定があつたときは、当該裁定の申請に係る事案に因り、当事者間の合意が成立したものとみなす。

(訴の提起)

第十四条 水質汚濁防止委員会の裁定に不服のある者は、裁定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴を提起することができる。

2 前項の訴においては、事業主又は被害者をもつて被告とする。

(報告の徴収等)

第十五条 水質汚濁防止委員会は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、委員会規則の定めるところにより、関係行政機関に対し、必要な報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

2 水質汚濁防止委員会は、この法律を実施するため、委員会規則の定めるところにより、工場事業場の事業主又は排水等による被害者から必要な報告を徴し、又は当該委員会の委員若しくは当該委員会の事務局の職員に工場事業場、漁

場その他必要な場所に立ち入つて調査させることができる。

3 前項の規定により委員又は職員が立入調査を行う場合においては、委員会規則の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(水質汚濁防止委員会の設置)

第十六条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、水質汚濁防止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(権限)

第十七条 委員会は、この法律の定めるところによりその権限に属させられた事項を実施する。

(権限の行使)

第十八条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職務を行う。

(組織)

第十九条 委員会は、委員長及び委員四人で組織する。

(委員長及び委員の任命)

20条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、かつ、法律、経済又は自然科学に關する学識経験を有する者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項に規定する資格を有する者のうちから委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の承認を得られなるときは、内閣総理大臣は、ただちにその委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十一条 委員長及び委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができない。

(身分保障)

第二十二条 委員長及び委員は、次の各号の一に該当する場合のほか、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定されたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると決定されたとき。

(罷免)

第二十三条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当

するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第二十四条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第二十五条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、第二十二條第三号の決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(委員長及び委員の給与)

第二十六条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の禁止)

第二十七条 委員長及び委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(規則の制定)

第二十八条 委員会は、法令の定め

るところにより、その権限に属する事項を執行するため必要な手続その他の事項について、委員会規則を定めることができる。

(聴聞会)

第二十九条 委員会は、第十一条に規定する場合を除くほか、その職務を公正に行うため、聴聞会を開いて、広く一般の意見を聞くことができる。

(調査の囑託)

第三十条 委員会は、関係行政機関その他の者に対し、必要な調査を囑託することができる。

(国会に対する報告)

第三十一条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、かつ、その概要を公表しなければならない。

(事務局)

第三十二条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第三十三条 事務局に、地方支分部局として、北海道地方事務所、東北地方事務所、関東地方事務所、中部地方事務所、近畿地方事務所、中国地方事務所、四国地方事務所及び九州地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

(除害施設に対する助成)

第三十四条 国は、規制区域内の事業主に対し、当該工場事業場の除

害施設の設置又は改善に要する経費の一部を補助し、又は当該設置又は改善に要する資金の融通についてあつ旋をすることが出来る。

(罰則)

第三十五条 第五條第二項の命令に違反した者は、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第十五條第二項に規定する命令に対し虚偽の報告をし、又は同条同項の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める。

2 第二十条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。

(委員会の委員長及び委員の任命の特例)

3 第二十条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の委員長及び委員の任命について準用する。

(委員の任期の特例)

4 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第二十一条第一項の規定にかかわらず

ず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については、二年とする。

(河川法の改正)

5 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「其ノ他ノ行為」の下に「清潔ニ付テハ水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第 号)ニ規定スル規制区域内ノ工場事業場ニ関スルモノヲ除ク」を加える。

(建設省設置法の改正)

6 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「管理」の下に「水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く」を加える。

(水産資源保護法の改正)

7 水産資源保護法(昭和二十六年法律百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「制限又は禁止」の下に「(水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第 号)に規定する規制に係る事項を除く)」を加える。

(地方税法の改正)

8 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八條第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 公共用水域における水質の汚濁防止のためにする工場事業場等から排出される汚水、廢液又は有害固形物の処理に係る施設で政令で定めるもの

(総理府設置法の改正)  
9 総理府設置法(昭和二十四年法律百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)

土地調整委員会

土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)

水質汚濁防止委員会

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第 号)

改める。

(国家行政組織法の改正)

10 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「土地調整委員会」を「土地調整委員会 水質汚濁防止委員会」に改める。

(特別職の職員に關する法律の改正)

11 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 水質汚濁防止委員会の委員長及び委員

別表第一中「土地調整委員会委員長」を「土地調整委員会委員長 水質汚濁防止委員会委員長」に、「土地調整委員会委員」を「土地調整委員会委員 水質汚濁防止委員会委員」に改める。

第十七条中「土地調整委員会」を「土地調整委員会 水質汚濁防止委員会」に改める。

(行政機関職員定員法の改正)

12 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中「土地調整委員会」を「土地調整委員会 水質汚濁防止委員会」に、「計一九、六六一人」を「計一九、七六一人」に、同表の合計の項中「六四三、九二五人」を「六四四、〇二五人」に改める。